

11月27日の暴風雪による災害救助法が適用された地域のご契約者の皆さまへ

2012年12月4日
au 損害保険株式会社

11月27日の暴風雪による被害により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

11月27日の暴風雪による被害により、北海道室蘭市他6市町村において多数の方が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とすることから、北海道は災害救助法の適用を決定いたしました。

適用地域にお住まいのご契約者の皆さまには、「災害救助法適用時の特別措置」が適用となる場合がございますので、下記の『au 損保カスタマーセンター』までお問い合わせ下さい。

■災害救助法適用市町村 【法適用日】

[北海道]

室蘭市 【11月27日】

登別市 【11月27日】

伊達市 【11月27日】

虻田郡豊浦町 【11月27日】

有珠郡壮瞥町 【11月27日】

白老郡白老町 【11月27日】

虻田郡洞爺湖町 【11月27日】

■ご照会窓口

au 損保 カスタマーセンター	0800-700-0600 (無料)
	営業時間：9時～18時 (年末年始を除く)

以上